

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年5月2日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 8 号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第18号を第21号とし、第17号を第20号とし、第16号の次に次の3号を加える。

- (17) 児童手当及び子ども手当に関する認定の請求，届出その他の手続の受付に関すること（伏見区役所神川出張所に限る。）。ただし，本市の職員に係るものを除く。
- (18) 京都市子ども医療費支給条例による医療費に関する申請，届出その他の手続の受付に関すること（伏見区役所神川出張所に限る。）。
- (19) 高校生等に対する学用品購入等の助成金及び入学支度金に関する申請，届出その他の手続の受付に関すること（伏見区役所神川出張所に限る。）。

附 則

この規則は，平成25年5月7日から施行する。

(行財政局人事部人事課)